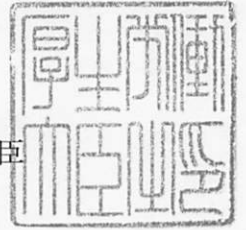


行政文書不開示決定通知書

株式会社薫製倶楽部
代表取締役 森 雅昭 様

厚生労働大臣



令和8年5月29日付け（6月3日受付）の行政文書の開示請求（開第444号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

「紅麴」にプベルル酸（Puberulic acid）が含まれていたことを示す科学的証拠文書の一切

【開示を求める文書の範囲】

「紅麴」またはその原料に「プベルル酸（Puberulic acid）」が含まれていたことを科学的に証明する試験結果報告書、分析データ（生データを含む）、国立医薬品食品衛生研究所・大阪健康安全基盤研究所その他の検査機関から受領した報告書、および小林製薬株式会社から受領したプベルル酸の同定に関する書類の原本を含む、関連するすべての行政文書。

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 担当課等

厚生労働省 健康・生活衛生局食品監視安全課

TEL：03-5253-1111（内線 4240）